

資料番号

No. 6

令和元年度

長野県賃金実態調査結果報告書

【特定最低賃金】

〔 各種商品小売業 〕

長野労働局

長野県賃金実態調査結果の概要

1 調査の概要

長野地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料を得るため、「最低賃金に関する実態調査」を実施したものである。

(1) 調査対象産業及び調査対象事業所規模

調査の対象は、平成24年に改訂された日本標準産業分類に定める産業のうち、E(製造業)、G(情報通信業)、I(卸売業、小売業)、L(学術研究、専門・技術サービス業)、M(宿泊業、飲食サービス業)、N(生活関連サービス業、娯楽業)、P(医療、福祉)、R(サービス業(他に分類されないもの))とし、E(製造業)、G413(新聞業)、G414(出版業)については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所について実施した。

(2) 調査実施集計事業所数及び労働者数

各種商品小売業最低賃金に係る集計事業場数9件、復元倍率に基づいた労働者数は、138人である。

(3) 調査対象期間及び調査方法

令和元年6月分の賃金・労働時間について、通信調査により実施した。

2 調査結果の概要

本調査結果報告書は、調査対象産業のうち特定最低賃金適用産業である、「各種商品小売業」を取りまとめたものである。

なお、本調査報告書の添付書類は、次のとおりである。

- (1) 総括表(1) 就業形態：全て
- (2) 総括表(1) 就業形態：パート
- (3) 総括表(2) 就業形態：全て
- (4) 総括表(2) 就業形態：パート

令和元年度 調査対象産業表

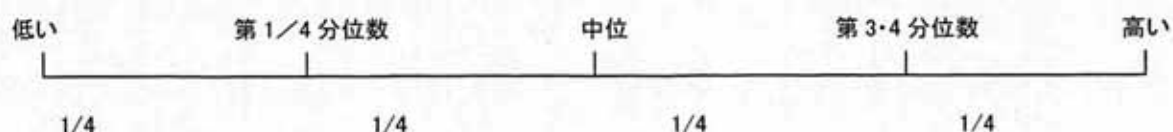
	[総計]	[大計]	[中計]	明細	産業・業務	産業分類番号
調査産業計	E G I L M N P R	地域最賃対象産業	01	01 年齢・業務の除外労働者	01 年齢・業務 適用除外	
				02 地域最賃適用製造業	02 食料品、飲料・飼料	E 09、10
				03 地域最賃適用卸売、小売業、飲食店	03 繊維工業、衣服その他	E 11
					04 木材・木製品、家具・装備品	E 12、13
					05 パルプ・紙、出版	E14、153、159、G413、414
					06 化学工業等	E16、17、18、19、20
					07 窯業・土石製品	E21
					08 鉄鋼、非鉄金属、金属製品等	E22、23、24、251、263、276
					09 その他の製造業	E2737、2738、312、314、315、319、32(323及び3297を除く)
					10 卸売業	I50~55
				04 地域最賃適用サービス業	11 小売業	I57~61
					12 飲食店、持ち帰り、宅配	M76、77
					13 旅館、その他の宿泊所	M75
					14 洗濯	N781
					15 理容、美容業	N782、783
					16 建物サービス	R922
					17 医療業	P83
					18 その他のサービス業	G39、41、K69、70、L71、72、73、74、N78(781、782、783を除く)、79、80、P84、85、Q87、R88、89、90、91、92(922を除く)、93、94、95
				特定最賃対象産業	02	05 印刷、製版
20 製版業	E152					
06 はん用機械、生産用機械、業務用機械、自動車、船舶、船用	21 はん用機械、生産用機械、業務用機械	E25(251を除く)、26(2621の一部を除く・263を除く(2635の一部を除く))、27(273、274、275、276を除く)				
	22 自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関	E311、313				
07 計量器・測定器・分析機器・試験機等	23 発電用・送電用・配電用・産業用	E291、292				
	24 民生用	E293				
	25 電球・電気照明器具	E294				
	26 通信機械器具・同関連、映像・音響機械	E301、302				
	27 電子計算機・同附属装置	E303				
	28 電子応用装置	E296				
	29 電気計測器	E297				
	30 電子部品・デバイス・電子回路	E28				
	31 その他の電気機械器具	E295、299				
	32 計量器・測定器・分析機器・試験機	E273(2737、2738を除く)				
08 各種商品小売	33 医療用機械・医療用品	E274				
	34 光学機器・レンズ	E275				
	35 眼鏡(枠を含む)	E3297				
	36 時計・同部分品	E323				
	37 各種商品小売	I56				

特定最低賃金（各種商品小売業）最低賃金 未満率・影響率一覽
令和元年度

金額（円）	引上金額（円）	引上率（％）	未満率（％）	影響率（％）
835	0	—	5.1	—
836	1	0.12		5.1
837	2	0.24		5.1
838	3	0.36		5.1
839	4	0.48		5.1
840	5	0.60		5.1
841	6	0.72		9.0
842	7	0.84		9.0
843	8	0.96		9.0
844	9	1.08		9.0
845	10	1.20		9.0
846	11	1.32		9.0
847	12	1.44		9.0
848	13	1.56		9.0
849	14	1.68		9.0
850	15	1.80		9.0
851	16	1.92		9.0
852	17	2.04		9.0
853	18	2.16		9.0
854	19	2.28		9.0
855	20	2.40		9.0
856	21	2.51		9.0
857	22	2.63		9.0
858	23	2.75		9.0
859	24	2.87		9.0
860	25	2.99		9.0
861	26	3.11		9.0
862	27	3.23		9.0
863	28	3.35		9.0
864	29	3.47		9.0
865	30	3.59		9.0
866	31	3.71		9.0

第1・4分位数、中位数(メディアン、メジアン)とは何か

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低いほうからみて全体の4分の1の順位に当たる数値を当該分布の第1・4分位数、同様に2分の1の順位(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。



中位数は、数値を低い順に並べたとき、 $((n+1) \div 2)$ 番目の数を中位数といいます。

なお、労働者数が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。

中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の賃金の人が、会員の半分、中位数以上の人が全員の半分ということができるので、全体の標準的な数値という意味において算術平均より利用しやすい数値です。

分布範囲とは何か

分布範囲というのは、変量のとる値のうち最も大きい値と最も小さい値の差をとったものです。しかし、この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

分布偏差とは何か

労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、4等分した下から1/4番目の賃金を第1・4分位数、3/4番目の賃金を第3・4分位数といいます。

両端の極端に低い又は高い賃金を除き、低い値の代表に第1・4分位数、高い方の代表に第3・4分位数を選んで分布の度合いをみたものが四分位偏差で、中位数を中心として、この数値の幅に全労働者の半分が入っていることとなります。

これを数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q・・・四分位偏差 A・・・第1・4分位数 C・・・第3・4分位数

分散(偏差)係数とは何か

分位偏差や標準偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、賃金分布に対する評価が自ずと異なっできます。平均賃金が30万円のときの分位偏差5万円と、平均賃金が20万円のときの分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じようにするわけにはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、平均賃金に対する分散度の大きさが一般的には重要なのです。

その要素を加味したのが分散係数です。

分散係数 = (標準偏差) ÷ (算術平均) で計算されます。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

4分位偏差係数 = $(C - A) / 2M$ (4分位偏差係数は、4分位分散係数ともいわれます。

A・・・第1・4分位数 C・・・第3・4分位数 M・・・中位数

未満率・影響率とは何か

未満率とは、現在設置されている最低賃金を下回っている労働者の割合のこと。

影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合のこと。